川崎市宮前区公告第51号

差押調書 (謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法 (昭和33年法律192号) 第78条で準用する地方税法 (昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月17日

川崎市宮前区長 齋藤 正孝

(別紙省略)